



平成30年3月20日

「平成30年度の年金額」

— 年金額は昨年度から据え置き —

総務省から、平成30年1月26日「平成29年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表され、平成30年度の年金額は、法律の規定により、平成29年度から据え置きとなりました。

★ 国民年金の保険料

	平成30年度	平成31年度
法律に規定された保険料額(平成16年度価格水準)	16,900円	17,000円
実際の保険料額	16,340円	16,410円

平成28年に成立した年金改革法により、次世代育成支援のため、平成30年4月から国民年金第1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、平成31年度分より、平成16年度価格水準で、保険料が月額100円引き上がります。

★ 物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当については、0.5%の引上げとなります。

		平成29年度(月額)	平成30年度(月額)
母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 (全部支給の場合)	(第1子) 42,290円	(第1子) 42,500円
		(第2子) 9,990円	(第2子) 10,040円
		(第3子以降) 5,990円	(第3子以降) 6,020円
障害者 などに対する給付	特別障害給付金	(1級) 51,400円	(1級) 51,650円
		(2級) 41,120円	(2級) 41,320円
	特別児童扶養手当	(1級) 51,450円	(1級) 51,700円
		(2級) 34,270円	(2級) 34,430円
特別障害者手当	26,810円	26,940円	
障害児福祉手当	14,580円	14,650円	
原子爆弾被爆者 などに対する給付	健康管理手当	34,270円	34,430円

平成30年4月から年金額の改定ルールが変更

平成28年12月成立「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国年法等一部改正する法律」による。

★ 現行の年金額改定ルール

年金額は、賃金・物価の変動に応じて毎年度改定されます。

また、保険料収入等限られた財源の中で、年金の給付水準を調整する仕組みとして「マクロ経済スライド」が導入されています。具体的には、賃金・物価による年金額の伸びから、平均余命の伸びや現役世代の減少を考慮した「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定することとなっています。

ただし、年金受給者に配慮して、前年度より年金額を引き下げる調整は行わない措置(名目下限措置)がとられています。

★ 平成30年4月から マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し

マクロ経済スライドによる年金額の調整は、賃金・物価が大幅に上昇しなければ、十分に行われません。

そのため、名目下限措置は維持しつつ、賃金・物価の伸びが小さいとき、または下落したときに調整できず繰り越した未調整分を賃金・物価の上昇時に調整する仕組み(キャリーオーバー)が導入されます。

これにより、年金額の上昇は抑制されることとなります。

★ 平成33年4月から 賃金・物価スライドの見直し

現行では、賃金の変動率がマイナスで、物価の変動率より低下している場合には、物価の変動に合わせて年金額が改定(減額)されるか、改定なし(据置き)とされています。

平成33年4月からは、将来世代の給付水準の確保のため、上記の場合には賃金の変動に合わせて年金額が改定(減額)されます。

年金額は減っていくばかりです。